

臨床医学委員会・基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：法医学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○臨床医学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>法医学は、犯罪捜査の手掛かりや、裁判のための医学的証拠を見つけ出し、事件の解決・犯罪の抑止に貢献し、さらに、事故原因の解明や再発防止、大災害における個人識別など、安全・安心な社会の構築に重要な領域である。しかしながら、近年、日本では法医学を志す若手医師がほとんどいないことが問題となっている。欧米では、法医学の専門機関が設置され、解剖や諸検査のための予算や人員が十分に確保されているが、日本では捜査機関が個別に大学に嘱託することで運営されており、法医実務のための十分な予算、人員などが確保しづらい現状がある。</p> <p>24期の分科会では、人材資源管理の観点から、医学生や初期研修医の進路選択の意思決定に関するアンケートにより、次世代の法医学者の確保における課題が示された。第25期では、この課題から法医学に進む若手医師確保の戦略、さらには、わが国における法医業務の運営制度の見直し、また、法医学の重要性に関する国民の理解を推進したい。</p>
4	審議事項	<p>1. 法医学を志す若手医師の確保について—若手医師の動向把握と戦略</p> <p>2. 現状の法医学に関する制度の問題点と改善案</p> <p>3. 法医学の重要性に関する国民の理解を深める活動の推進に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和2年12月24日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続